

## 入札に際しての注意事項

- 1 入札価格並びに入札書及び入札内訳書は、次のとおり取り扱うものとします。
  - (1) 入札価格は、仕様書に記載する品目ごとの入札単価に購入予定数量を乗じた額を製造(販売)事業者(以下「製薬メーカー」という。)ごとに合計した金額とします。
  - (2) 入札単価は、送料等の納入に要する経費を含めた整数の単価とし、消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望単価に110分の100を掛けた額)としてください。
  - (3) 入札書には、住所(所在地)及び称号又は名称、代表者職氏名の記載並びに代表者印の押印をし、「入札内訳書(明細も含む)」を添付してください。また、入札書の郵送時には、電子ファイルの入札内訳書を開くために必要な「パスワード通知票」を同封してください。
  - (4) 入札内訳書には、住所(所在地)及び称号又は名称、代表者職氏名を記載し、入札書と一緒に綴じて提出してください。
  - (5) 本案件にかかる入札は製薬メーカー単位での総額入札のため、仕様書に示す製薬メーカーの購入予定品目のうち一部品目のみでの入札参加はできません。取り扱いができない品目がある製薬メーカーについては、入札内訳書の指定する箇所に「辞退」と記載してください。
  - (6) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。